

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

## 【制度概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象であり、令和8年度から全国の自治体で実施する。

## 【こども誰でも通園制度の事業者（乳児等通園支援事業者）の選定について】

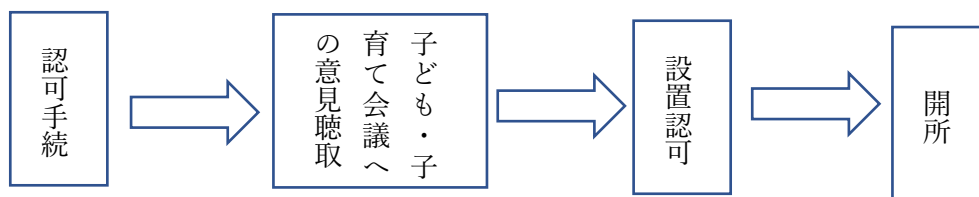
- ・事業を行おうとする事業者については市町村が認可を行う。
- ・認可基準については、国基準に基づき12月に条例制定を行った。
- ・町内の保育施設運営法人に事業の実施意向を確認し、1法人が実施意向との回答あり。

## 【子ども・子育て会議の役割】

①子ども・子育て支援事業計画（こども計画）において、事業の基本的記載事項（量の見込みと提供体制の確保等）を追記し、会議において審議する。（本日）

②町は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行うため、会議委員から意見聴取を行う。（2月下旬から3月上旬頃開催予定、時期によっては書面会議での開催も検討）

## 認可の流れ



## 利用の流れ

